

1 太商発第94号
令和2年3月30日

太宰府市議会
議長 陶山良尚 様

太宰府市商工会
会長佐伯隆幸



新型コロナウイルス感染症による事業者救済に関する要望書

拝啓 貴台益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素から、商工会の事業運営につきまして、格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、太宰府市商工会ではこれまで太宰府市における唯一の経済団体として小規模・零細事業者の経営支援のために、また、地元地域の発展、活性化のために様々な事業に取り組んでまいりました。

日本経済は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、商工会会員の大多数を占めます小規模・零細事業者にはその実感はなく、厳しい状況が続いております。

私たち商工会はこのような状況を打開すべく、平成28年4月に国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、事業者に寄り添った「伴走型の支援」に取り組んでいます。

このような中、今回発生した新型コロナウイルスの流行は私たち商工会会員の小規模・零細事業者にとって未だかつてない、とてつもなく大きなダメージを与えております。

観光客の激減による観光関連事業者の大幅な売上減少やイベント自粛要請に伴う数々の行事の中止や延期の影響により、市内飲食店においての予約キャンセル、会場設営関連、食品関連の事業者等にもその影響がでております。

更にサプライチェーンの停滞や原料供給の停止等で様々な業種の事業者にも影響が出ております。

この状況は太宰府市の全ての小規模・零細事業者にとって今までに経験したことがない危機であり、死活問題となっています。

また、既に事業継続に重大な局面を迎えている事業者もあり、4月、5月と今の状況が続ければ、市内の小規模・零細事業者が事業継続困難となり、雇用を始め、地域経済の混乱を招くとともに、太宰府市全体にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

国も様々な対策を打ち出していますが、中小事業者向けの対策が中心であり、小規模・零細事業者にとっては十分な対策が実施されているとは言い難い現状です。



商工会としましても、この重大局面を市内の事業者と共に何とかして乗り越えていくべく、事業者の自助努力を支えながら、あらゆる手段を講じて事業継続に向けて支援していく所存です。

このような現状を鑑み、太宰府市商工会といたしましては太宰府市に対しまして、小規模・零細事業者が事業を継続することができ、最悪の事態を回避することが出来るよう、事業継続に必要な下記の対策について実施していただきますよう、強く要望いたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

日本国内において感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、太宰府市としての対策を総合的かつ強力に推進してもらえるよう、太宰府市議会に新型コロナウイルス感染症対策本部の設置をお願いします。

(2) 資金繰り支援

①緊急経済対策資金（セーフティネット保証4号）の利子補給制度の創設

現在の国のコロナウイルス対策においては、実質無利子の融資制度は日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のみですが、事業所によってはセーフティネット保証4号認定を取得し、保証協会の「緊急経済対策資金」を利用されている方も非常に多い状況です。

緊急経済対策資金の保証料は0.00%ですが、融資利率は1.3%であるため、太宰府市独自のコロナウイルス対策として特に影響の大きい小規模・零細事業者等に対しての資金繰り支援のために1.3%に対しての利子補給制度の創設をお願いします。

②新型コロナウイルス対策マル経の利子補給制度の創設

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所、商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証で融資を行う制度です。

現在、国のコロナウイルス対策として、コロナウイルスの影響により売上が減少した小規模事業者に対し、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%を引き下げる新型コロナウイルス対策マル経が創設されております。（現時点での基準金利1.21%-0.9%=0.31%）

しかし、この新型コロナウイルス対策マル経は国の利子補給による実質「無利

子化」の対象とはなっておりません。

今回の新型コロナウイルス感染症は小規模・零細事業者への影響が非常に大きいため、太宰府市独自のコロナウイルス対策として特に影響の大きい小規模・零細事業者等に対しての資金繰り支援のために 0.31%に対する利子補給制度の創設をお願いします。

③小口事業資金制度（つなぎ融資）の創設

太宰府市商工会では国の新型コロナウイルス対策である、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」やセーフティネット保証 4 号による「緊急経済対策資金」等の融資斡旋を迅速に行っております。

今後の売上の見通しがたたない多くの事業者においては、資金繰りが喫緊の課題となっておりますが、日本政策金融公庫や福岡県信用保証協会への申込みの大幅な増加により融資実行までに 1 ヶ月以上の期間を要するようになっております。

現在の状況において融資実行までに 1 ヶ月以上かかるることは事業継続に大きな支障をきたすことから、太宰府市が太宰府市制度融資のために市内金融機関に預託している預託金を活用した小口事業資金制度（つなぎ融資）の創設をお願いします。

（3）経営環境の整備

①税制措置（市町村に徴収権のある地方税等の納税猶予、分納措置）

現在、新型コロナウイルスの影響により、今後の売上見込みが立たない事業者や、既に事業継続に重大な局面を迎えており、市内の小規模・零細事業者の事業継続が困難となっております。

これから様々な納税の時期を迎えるにあたり、税金の納付は手元流動性を損ない、事業者の資金繰りをさらに悪化させることが懸念されるため、市町村に徴収権のある地方税等の納税猶予や分納措置、公共料金の分納等の措置をお願いします。

②非正規労働者に対する雇用調整助成金制度の創設

雇用調整助成金とは経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等に一部を助成する制度です。

現在、この雇用調整助成金制度は利用するにあたり、新型コロナウイルス感染

症の影響を踏まえた特例措置が設けられ、申請要件が緩和されております。

しかし、この特例措置はあくまでも雇用保険の被保険者が対象のため、非正規労働者は対象となっておりません。

太宰府は観光地と言う地域の特性で正規労働者よりも非正規労働者（パートやアルバイト）と言った雇用保険の被保険者に該当しない労働者を雇用している事業所が多数あります。

現時点での特例措置では労働者の雇用維持を図ることが困難であるため、太宰府市独自のコロナウイルス対策として、非正規労働者に対する休業補償の2/3を助成する制度の創設をお願いします。

③小規模・零細事業者に対しての粗利益の補償制度

現在、新型コロナウイルスの影響により、売上の減少のみでなく、粗利益も大幅に減少している事業者もあり、市内の小規模・零細事業者の事業継続が困難となっております。

この状況は小規模・零細事業者にとって今までに経験したことがない危機であり、死活問題となっております。

この局面を乗り切っていくために、特に影響の大きい小規模・零細事業者等に対して、減少した粗利益の5割を上限とする補償制度の創設をお願いします。

上記の対策を実施するために必要となる予算措置を講じていただくようよろしくお願いいたします。

また、今後、国からも様々な新型コロナウイルス感染症対策が出されると思いますが、その対策との整合性をとりながら、太宰府市の地域経済に応じた対策を迅速に実施していただくようお願いいたします。